



山形県公報

平成29年11月7日(火)
第2892号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) …1115
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) …1116

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(環境科学研究センター) …同
- 平成30年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験の実施……………(教育委員会) …1117

## 告 示

### 山形県告示第763号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社山形ライスファーム21  
代表取締役社長 遠藤 久幸  
米沢市東三丁目8-28
- 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                    |                                                 | 変更年月日      |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------|
| 変更前                                             | 変更後                                             |            |
| 株式会社山形ライスファーム21<br>代表取締役社長 児玉 淳三<br>米沢市東三丁目8-28 | 株式会社山形ライスファーム21<br>代表取締役社長 遠藤 久幸<br>米沢市東三丁目8-28 | 平成29年9月27日 |

### 山形県告示第764号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
山形市内

- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年11月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

#### 山形県告示第765号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成29年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第334号
- 2 指定の場所 南陽市長岡字境田534番の6の一部、537番1の一部、540番地11の一部、2199番7
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル以上8.00メートル以下  
延長 116.81メートル
- 4 指定年月日 平成29年10月24日

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成29年11月7日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

平成29年12月1日から平成30年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第44条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

### 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年11月7日

山形県環境科学研究センター所長 小 野 保 博

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
山形県環境科学研究センターで使用する電力の供給  
契約電力230キロワット、使用電力量609,650キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県環境科学研究センター総務課 村山市楯岡笛田三丁目2番1号 電話番号0237(52)3121
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月24日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社やまがた新電力 山形市松栄一丁目3番8号  
 5 随意契約に係る契約金額  
 （契約電力に対する単価）

| 期 間              | 基本料金単価（1kWにつき） |
|------------------|----------------|
| 平成28年度分          | 1,614.49円      |
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 1,644.38円      |

（使用電力量に対する単価）

| 期 間              |      | 電力量料金単価（1kWhにつき） |
|------------------|------|------------------|
| 平成28年度分          | 夏季   | 16.51円           |
|                  | その他季 | 15.34円           |
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 夏季   | 16.81円           |
|                  | その他季 | 15.62円           |

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約  
 7 随意契約による理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

平成30年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験を次のとおり実施する。

平成29年11月7日

山 形 県 教 育 委 員 会  
 教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

| 校種      | 職       | 職 務 内 容                                           | 志 願 資 格                                                                                                                                      | 採 用 見 込 数 |
|---------|---------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高 等 学 校 | 実 習 教 諭 | 普通系<br>高等学校において、理科、家庭及び情報に係る実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者又は平成29年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者                                                               | 若干名       |
|         |         | 農業系<br>農業に関する学科を置く高等学校において、農業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の①、②のいずれかに該当する者<br>①高等学校、大学等において農業関係の学科を修めて卒業した者又は平成29年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者<br>②高等学校における農業に関する指導経験を1年以上有する者又は平成29年3月31日までに1年以上有する見込みの者 | 若干名       |

|       |                                            |                                                                                                                                     |     |
|-------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 福 祉 系 | 福祉に関する学科を置く高等学校において、福祉に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の①及び②に該当する者<br>①高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者又は平成30年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者<br>②社会福祉士及び介護福祉士法に規定する介護福祉士の資格を有する者 | 若干名 |
|-------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

（注1）実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第2項に規定する実習助手

（注2）各系共通の志願資格：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

2 有していることが望ましい知識、技術、資格等

| 志願職種        | 有していることが望ましい知識、技術、資格等                                                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実習教諭<br>普通系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>理科、家庭及び情報に関する基本的な知識と技術</li> <li>ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作技術</li> </ul>                                                                 |
| 実習教諭<br>農業系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業に関する知識と技術</li> <li>ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作技術</li> <li>取得資格の例<br/>大型自動車免許、大型特殊自動車免許、家畜人工授精師免許、危険物取扱者（乙種）、けん引免許、農業機械整備士 等</li> </ul> |
| 実習教諭<br>福祉系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関する知識と技術</li> <li>介護福祉士としての実務経験</li> </ul>                                                                                      |

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

イ 用紙の請求先

山形県教育庁教職員課（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

ロ 配布開始日

平成29年11月2日（木）

ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）の上、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「県立高等学校実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して簡易書留で申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験のため提出するもの

(イ) 志願書

(ロ) 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

ロ 第二次選考試験のために提出するもの（第二次選考試験の試験当日に持参する。）

(イ) 推薦書（厳封親展）

※推薦書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

(ロ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(ハ) 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

(3) 志願書等の受付期間、受付時間及び提出先

| 受 付 期 間                           | 受 付 時 間                        | 提 出 先                                   |
|-----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------|
| 平成29年11月6日（月）から<br>同 年11月17日（金）まで | 午前9時から午後5時まで<br>（土曜日及び日曜日を除く。） | 山形県教育庁教職員課<br>〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号 |

イ 志願は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（高等学校実習教諭）在中」と朱書し、裏には氏名を記入すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成29年11月17日（金）までの消印有効とする。

#### (4) 受験票の送付

平成29年12月4日（月）頃に、返信用封筒を使用して志願者宛てに受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入の上、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

### 4 選考試験

#### (1) 第一次選考試験

イ 期日 平成29年12月14日（木）

ロ 試験会場 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号 電話番号023(630)2743）

ハ 試験内容

(イ) 筆記試験（一般教養） 教育的分野についての知識、法規等を含む。

(ロ) 作文

ニ 時程 実施要項のとおり

#### (2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、集合時刻等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

イ 期日 平成30年1月23日（火）

ロ 試験会場 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号 電話番号023(630)2743）

ハ 試験内容 個人面接及び口頭試問

### 5 選考試験結果の通知等

(1) 第一次選考試験の結果発表は、平成30年1月12日（金）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は、同年2月1日（木）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも可否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 採用は、平成30年4月1日以降とする。

(3) 選考試験の結果についての電話等による問合せには、一切応じない。

### 6 選考試験結果の開示

第一次選考試験及び第二次選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁教職員課に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

| 開 示 内 容               | 開 示 期 間                          | 開 示 場 所    |
|-----------------------|----------------------------------|------------|
| 第一次選考試験の筆記試験得点及び総合ランク | 合格発表の日から1箇月間<br>（2月13日午後4時30分まで） | 山形県教育庁教職員課 |
| 第二次選考試験の総合ランク         | 合格発表の日から1箇月間<br>（2月28日午後4時30分まで） |            |

### 7 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

| 志 願 職 種   | 筆記試験<br>(一般教養) | 作 文 | 満 点  |
|-----------|----------------|-----|------|
| 実習教諭（普通系） | 100点           | 50点 | 150点 |
| 実習教諭（農業系） |                |     |      |
| 実習教諭（福祉系） |                |     |      |

選考基準：筆記試験及び作文の合計得点により選考する。

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

| 志 願 職 種   | 個人面接 | 口頭試問 | 満 点  |
|-----------|------|------|------|
| 実習教諭（普通系） | 50点  | 50点  | 100点 |
| 実習教諭（農業系） |      |      |      |
| 実習教諭（福祉系） |      |      |      |

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

(3) 評価の観点

イ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。

ロ 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。

ハ 口頭試問では、各系列の「専門的な知識」「理論的思考」「表現力」等について評価する。

8 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁教職員課（電話番号023(630)2863）に問い合わせること。